

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成30年 3月15日 (木)	開 議	午後 2時20分
		散 会	午後 5時06分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、3月13日の安斎委員からの議事進行により、調整するよう求められておりました件について、答弁をお願いいたします。

○市長

この間、答弁調整にお時間をいただきましてありがとうございます。

3月13日の当委員会における佐々木委員からの、私は一部の議員と言っているが、9日の予算特別委員会では全委員が原案どおり認めなかった、違うか、との御質問に対し、改めて答弁させていただきます。

私が述べました「一部の議員」という表現であります。報道機関の取材に対して、私は一部の議員が、私たちの提案をはなから反対しているとの思いを持っておりましたので、記者の方に対し、私の思いとしてお伝えをしたものであります。しかしながら、3月9日の予算特別委員会におきましては、私どもが提案いたしました予算案につきまして、一部の委員ではなく全委員が原案どおり認めなかったことにつきましては、委員がおっしゃるとおりであると考えております。

○委員長

この際、ただいまの市長の発言を聞いている委員長といたしまして、一言、森井市長に申し述べます。

一昨日の当委員会の冒頭において、公平公正な委員会運営を旨とする委員長の責務を負っている私は、森井市長に対して、委員からの質問の趣旨、意図を的確に理解した上で、簡潔明瞭かつ正確な答弁をするよう求めました。しかしながら、市長はその後にも相変わらず、事実を確認している質問の趣旨を理解できなかったとしか思えないかのように、事実とは反する身勝手な答弁を繰り返しました。その結果、残念ながら、当委員会の審議が中断に至り、会期が延長となりました。

さらに、本日の再開に当たって、市長の冒頭の発言は、おおよそあり得ない答弁であり、審議が中断したことを全く意に介さず、みずからが中断の原因をつくったにもかかわらず、市長は、一切の反省や謝罪の言葉がないばかりか、逆に、何のためらいもなく、当然のように、「時間をいただきましてありがとうございます」等と発言いたしました。この発言は全くもって議会の常識はもとより、社会一般の常識では理解不能であり、耳を疑うと同時に、あいた口が塞がらないとしか言わざるを得ません。これは私のみならず、委員の皆さんも同じであると確信しています。今回のことは、客観的に見て、明らかに間違った答弁をした市長自身に原因があり、社会人として当然備えている謙虚さを持っているならば、謝罪、反省の弁で始まるはずでした。

しかし、市長は、反省、謝罪の意思の表明をかたくなに拒み、事態を硬直化させました。社会通念上と言うまでもなく、小樽市自治基本条例がうたっている議会と市長との関係を心底理解しているとは思えず、いたずらに両者の関係を破壊しており、到底看過できることではございません。

改めて市長に申しますが、市長を初め説明員は、我々委員が審査や調査などを効率的かつ円滑に進めるために、当委員会に説明員として出席しているのです。自分勝手な思いや意見を述べるために当委員会に出席しているわけではありません。

このような立場である説明員の答弁によって、委員会審議に支障、混乱、遅滞を与えた事実を真摯に受けとめているならば、当然、謝罪、反省の一言があつてしかるべきとの思いは、委員長だけではなく委員の皆さんの思いであり、社会常識、自治基本条例に照らしても、市民の皆様にも理解をいただけたと思います。

これまで市長にお話ししてきた社会通念上の常識、そして、自治基本条例が市長に求めていることを、森井市長

は残念ながら持ち合わせていないようなので、これ以上は申しません。

市長就任以来、毎回のように議会からの再三再四の指摘があったにもかかわらず、市長には説明員としての自覚がいまだに欠落していると言わざるを得ません。

市長には、今後、このような発言を委員長である私にさせることがないよう、審議に臨んでください。

ただいまの、委員長である私の発言をもって、議事進行の処理といたします。

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、民進党、公明党、安斎哲也委員の順といたします。

民進党。

---

#### ○佐々木委員

#### ◎市長の発言について

市長の思いはどうあれ、市長発言は事実誤認であり、事実は委員全員が原案どおり認めなかったことが判明いたしました。社会通念上、まず、道義的責任をとるために、市長が今できることは、市民に向けてきちんと謝罪をすることです。いかがでしょうか。

#### ○市長

申しわけありません。今の御指摘については、このたびのとまったことに対する謝罪ということでしょうか。それとも、道義的責任についてのお話についてということか、私自身、今きちんと把握できなかったところがありますので、大変恐縮ですが、もう一度お願いします。

#### ○佐々木委員

市長ね、だって今、最初に認めなかったことが判明したと私が説明した後に、そのことについて道義的責任、謝罪と言っているのですよ。それなのに、認めなかったことなどと言うわけないではないですか。この市長の新聞紙上での発言に誤りがあったということを謝罪すべきでしょうということをお聞きしました。

#### ○市長

この件におきましては、今までも答弁させていただいておりますけれども、やはり例えば相手側であったり、どなたかから道義的責任を問うてきたときに、相手側の意思や行為に対し、議会としてどう向き合うのかという意味で、記者に対して表現をさせていただいたものでございます。ですから、私……

（「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり）

（「何」と呼ぶ者あり）

（「そんなこと聞いてないって」と呼ぶ者あり）

（「とんちんかんなこと言わないで」と呼ぶ者あり）

#### ○委員長

市長、的確に。

（「謝罪するかしないかだけ言えばいいのですよ」と呼ぶ者あり）

今のもう一度聞いてください。

#### ○佐々木委員

私がこのところで今謝罪を求めているのは、一部というのが間違いだったでしょ、事実がここでわかったでしょ、全員だったでしょ、ここで間違いを言ったことについて、市民全体に言われているわけですから、新聞に出ているわけですから、そのことについて謝罪が必要ではないですかというふうに聞いて、その前の部分のことについては聞いておりません。

**○市長**

大変失礼いたしました。意図を酌みきれず大変恐縮でございます。

私が述べました一部の議員という表現におきましては、先ほども答弁させていただきましたが、報道機関の取材に対しまして、一部の議員という表現においては、私たちの提案をはなから反対しているとの思いを持って、それについてお話をさせていただいたところでございますので、私の中では、予算特別委員会において、全委員が原案どおり認めなかったということは事実でありますけれども、そのことと私の思いにおいては矛盾はないと考えているところでございます。

(「いやいやいや、思いなんて聞いてないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○佐々木委員**

子供がこう言います。「だって僕、そう思わなかったんだもん」、これは、うそをついたときの言いわけとして、市長、認めますか。

(「子供より悪いしょ」と呼ぶ者あり)

**○市長**

繰り返して恐縮ですけれども、記者の方に対してそのお話をさせていただいたのは、私たちの提案をはなから反対しているとの思いを持っておりましたので、この点についてお話をさせていただいておりますので、予算特別委員会においての全員が認めなかったということにおいてと矛盾はないというふうに私自身は考えているところでございます。

(発言する者あり)

**○佐々木委員**

私が質問したのは、委員長、済みません、今はそのことを聞いたのではなくて、市長、子供がそうやって言ったときにどうしますかと。市長だったらどう言いますかと聞いたので、その前のことを聞いているわけではありませんよ。私の質問に的確に教えてください。子供へのしつけのことについてお聞きしました。

(発言する者あり)

**○市長**

どのようなシチュエーション、どのような状況かが何とも言えませんけれども、その子供の声を聞いて、その後、判断するのではないかと思います。

(「いやいや、だからどうするのかって聞いているでしょうが」と呼ぶ者あり)

(「あんたのことなんだって」と呼ぶ者あり)

**○佐々木委員**

いいです、市長の考えを聞いてもしようがないですね。とにかく、発言は事実とは違ったのですから、これは、まずは謝罪、もしくは取り消していただくように求めますが、いかがですか。

**○市長**

私自身も議員の皆様の御質問に対して、できるだけ意図を酌み取って、的確にお答えするように努力をさせていただいておりますし、時にそのような認識がずれた場合においても、できる限り確認をさせていただきながら行っていると思っておりますのでございます。

このたびの佐々木委員からの御質問に対しましては、報道記事に関する御質問であって、報道機関の取材に応じた際の私自身の思いをもとに答弁させていただいていると思っておりますので、事実誤認等があったとは考えていないところでございます。

### ○佐々木委員

訂正はしないということですね。訂正をしないということであれば、あなたは客観的事実に基づかず、自分の思い込み、憶測で公的発言をしてしまう、そして、その誤りがわかって、謝罪できない、反省しない、そういう市長であるという、そういう烙印を押されるということになります。それでよろしいですね。

### ○市長

皆さんと矛盾点であったり考え方の違い等がある部分は、今のお話から言っても否めない部分はあるかなというふうには思いますけれども、私自身が自分の受けとめの中で間違いがあったりとか、問題点があった場合においては、時に謝罪もいたしますし、謝る場合もあるというふうに思っております。

ですから、佐々木委員がおっしゃるような烙印をというふうにおっしゃってはおりますけれども、私はその佐々木委員がおっしゃっているそのような状況になっているとは思ってはおりませんので、その烙印が押されるかどうかということは、私自身ではどちらということ表現することは私からは難しいと思っております。

### ○佐々木委員

今そう言ったことで、烙印が押されました。

(「はい」と呼ぶ者あり)

市長の発言の信憑性が、これによって一切なくなるということです。これは、対外的にも市内の中でも、小樽の市民の皆さんにとっても、それだけではなく、これから例えば企業の誘致や何かをしに行くときにも、いや、あの市長の発言は勝手に思い込んで言っていることだから、それをもとにして企業なんかここに出せないぞと、そういうことになるわけですよ。そういう意味で、この社会的信頼性、信用をゼロ、そういう市長を小樽市民がいただいていると、そういうことになるのは非常に残念だと指摘をしています。

次の質問に行きます。

市長、同じ新聞報道の発言の中で、協力という言葉を使っております。

一部の予算が議員の協力を得られないのは残念、この場合、協力という言葉ではなくて、一部の予算が議員の理解を得られなかったのは残念というのが普通だと思うのですが、協力という言葉を使った理由を説明してください。

### ○市長

このたび、銭函の水難救助の予算についてのお話が主として出ておりますので、例えば水難救助の予算についてということで答弁させていただきますが、水難事故を防ぐ取り組みに対して、賛同してほしいという気持ちを表現したというところでございます。

### ○佐々木委員

賛同を得られなかったのは残念と答えるのが本当だったのではないかと思いますけれども、市長、議会においては、市長提案の予算への議員の協力義務というのはあるのでしょうか。

### ○委員長

誰が御答弁なさいますか、説明員の答弁を求めます。

(「議員やってたんだからわかるしょ」と呼ぶ者あり)

### ○(総務)総務課長

二元代表制ということで、行政の監視機関である議会でありますので、そういった疑義がある場合は、義務が生じないというふうには考えてございます。

### ○佐々木委員

地方自治法第96条では、予算を定めることは議会の議決事項であるということになっていますよね。議決する、その中身をよく議論し、審議し、そしてそれを決めるというのが私たちの仕事であって、それを全て協力するとい

う義務はないと思います。市長が提案したものは、無条件で協力、可決するのが当然だと市長は考えておられますか。

(「市長が答えないとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

**○市長**

これは、前にも確か答弁させていただいたと思いますけれども、議員の方が可決するか否決するかというのは、議員自身の御判断によるものだというふうに考えております。

**○佐々木委員**

そうですね。そのはずなのですよ。今さらですけれども、なぜ市長提案の予算を議会が議決することになっているのか、なぜ地方議会が二元代表制なのか、市長、御理解されているのであれば、そのことを含めてお答えください。

**○(総務)総務課長**

二元代表制ということでありましてけれども……

**○佐々木委員**

済みません。課長が説明されるのであれば、私たちはわかっていますので、市長に御説明ください。

(「課長でなくて市長の認識だって」と呼ぶ者あり)

(「市長の認識。残念ながら」と呼ぶ者あり)

いいですよ、どうぞ、市長に話すようにして話していただければいいと思います。

**○(総務)総務課長**

二元代表制ですけれども、住民が直接選挙で市長と議員を別々に選ぶ制度ということでございますが、市で言うところの首長でありますけれども、執行機関として予算や条例などの議案を議会に提案したり、人事を決めたりする権限を持つわけでございます。また、議会を議決機関として、議案を議決したり、行政を客観的に監視、評価をしたりする機能を持つわけでございますが、委員がおっしゃるのは、その趣旨ということだと思っておりますけれども、両者が独立して、それぞれ自主性を持つことで、それぞれの権能が十分に果たされることによって、地方行政の安定が図られるということで認識してございます。

**○佐々木委員**

どうかその趣旨を市長はよく押さえていただきたいと思います。

市長には予算編成権があります。一方、今言ったように、議会には予算を定める議決権があります。市長は、議会の議決を得られるように、全力を尽くすべきである。結果として、理解、協力が得られなかったのは、これは市長の力不足なのです。市長自身が、私たちではなくて、市長自身が残念だったのです。

なぜ議会のせいにするのかと、これは非常に私は疑問に思っています。市長は他人に責任転嫁する、いつもの悪い癖が出てしまったのかなというふうに私は考えるのですが、ここで一つお聞きしたいのですが、けさの新聞に載っておりました。稚内市議会、新年度予算案を否決、全てですよね。うち以上のことになっています。そこで、稚内市長は、それに対して報道陣に、市政運営の責任者として、市民におわび申し上げる、市民生活に影響が出ないようにしたいと述べております。これについて、市長、コメントを一言お願いします。

**○市長**

稚内市の市長自身がその結果に基づいて、マスコミの関係者の方々にコメントをおっしゃられたというふうに思っております。そのときの気持ち、心情を、そのまま吐露されたのではないかと考えられます。

(「いやいや違って、答えてないじゃん」と呼ぶ者あり)

(「答えてねえじゃん」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

市長がこれを聞いてどう思ったのかをお聞きしたかった。

(「背景なんか聞いてないんだって」と呼ぶ者あり)

(「何も感じなかったんじゃないの。何も気付かなかったんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○市長

今、私、お話しさせていただいておりますけれども、市長という役職についている中で、そのような結果について住民の方々に自分自身の考え、思いをお伝えされたのではないかと思います。

(「伝えたから、そして私はどう思いましたっていうことを聞いて……」と呼ぶ者あり)

(「わかってないよ」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

稚内市長は、市民にまずおわびを申したのですよね。このおわびをしたのは、多分自分が提案した予算がきちんと議会の理解を得られなかった、自分の力不足をわびたのだと私は思います。だから私が今、前に言ったような発言になったわけですよ。まず議会のせいにする前に、自分が一生懸命議会に対して、市民に対して、あなたの立てた予算が通るように説明する、それがあなたの責任のとり方なのではないかというふうに私は考えます。

これまで3日間かけて、私は市長のその御発言に対して、いろいろと意見を申し、それについて積み重ねてまいりました。結果、わかったこと、市長が私たちに突きつけた道義的責任とは、自分にとって、市長自身にとってだけ都合よく責任の有無を定められる、決められるもので、間違ったことを言っても謝らなくてもいい程度のものが市長のおっしゃる道義的責任だったということ。それから、一部の議員は、全部の委員だったこと、結果として、協力を得られなかったのは、私たちが残念なのではなく、市長が残念だったということ等がわかってまいりました。ですから、市長の報道での発言については、これは全てやはりきちんと取り消して、改めて違うコメントを発するべきというふうに思いますがいかがですか。

○市長

今の御指摘については、残念ながら同じ意識は持ってはおりません。

報道機関の方々にそのお話をさせていただいたのは、予算さえついていけば助かったのかもしれないのという、例えば声が上がる可能性というのは起こり得るというふうに考えているところでございます。

(「仮定の話すんなって」と呼ぶ者あり)

そのような場合におきましては、相手側であったり、または市民の皆様であったり、多くの方々からそのような道義的責任を問うてくる可能性もあり得るのではないかと考えております。そのような声に対しまして、議会としてどう向き合うのかということの意味で表現をさせていただいたものでございますので、命にかかわる問題だからこそシビアなのではないかと考えての発言だと考えておりますから、この発言について、撤回であったり訂正、または、ほかの言葉に切りかえるということは、現状において私自身は考えはありません。

○佐々木委員

いまだに市長が道義的責任という言葉を使って御説明をされるのが、本当に信じられません。道義的責任について市長がおっしゃるのなら、まず事実誤認があったことについて、きちんと謝罪をし、それから訂正をするというのが、あなたの道義的責任の果たし方の第一歩であると思います。それをしないでにおいて、私たちの道義的責任について問うというのは、少し順番が違うのではないかというふうに思いますが、市長のその発言、そういう順番になる必要は何もないのですよね。今までこうやって話してきましたけれども、いきなりそのところで今回指摘したようなイリーガルな発言、不適切な発言をそこでやる前に、きちんと議決に、もし今おっしゃっているような異議だとか不服だとか不満だとかがあるのであれば、法律やルールにのっとった手続もできるのですよ。地方自治法第176条、そのところにも、そのように書いてあります。再議に付すことができるわけですよ。そういうようなこ

とも含めて、市長はルールにのっとった方法をとる、法律にのっとった方法で、きちんと議会のルール、市政のルールに沿って進めていただきたいというふうに思います。そういう民主主義のルールを守らない、そして、議員に対して協力を求めるというような、協力しないのは、何か道義的責任を果たしていないのだというようなことを言われてしまえば、これは戦前の本当に大政翼賛会、権力を持っている人に全て協力しなければならない、そのようなことにもなってしまう、そういうことについては、私は認められません。やはりきちんとしたルールにのっとって進めるように再度求めますけれども、最後に答弁をお願いいたします。

**○市長**

再議について、ルールに基づいて、それを行うべきではないかという御指摘かというふうに受けとめましたけれども、現状で再議という制度はもちろんありますが、やはりこれをするということは、やはり市民生活に影響を及ぼしかねないということから、私としてはその選択は現在は考えていないところでございます。

しかしながら、今お話があったように、権力の集中というお話がありましたけれども、私自身は、このたび我々が予算案をいろいろと工面していく中で、きょうは銭函における水難救助のお話が主でありましたので、それを提案させていただき、できるだけその事故を防いでまいりたいという消防等も含めた体制の強化と、また整備についての購入についての御提案をさせていただいているところでございましたので、私たちといたしましては……

(「委員長、注意しないとだめだよ」と呼ぶ者あり)

それを皆様に審議いただく中で認めていただき、その体制をしっかり強化していきたいという思いでお話をさせていただいておりますので、そのことを今私が議論し、そのことを協力が得られなかったことをもって、協力を求められなければ権力が集中し……

(「何言ってんだ」と呼ぶ者あり)

(「とめて」と呼ぶ者あり)

私に権力が集中するというようなことには私は御指摘は当たらないのではないかと認識をしているところでございます。

(「何言ってんだ。何言ってんの」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

市長に問いを投げかけますが、質問者の意図をしっかりと理解しているでしょうか。

(「してない」と呼ぶ者あり)

(「してるとは思えない」と呼ぶ者あり)

もう一度、要点をかいつまんで。

**○市長**

私もルールに基づいて取り組もうというふうに考えているところでございます。

**○委員長**

いかがですか、佐々木委員。

**○佐々木委員**

もういいです、終わります。

**○委員長**

市長においては、いまだに今のやりとりを見ても、質問者の意図を十分理解した答弁とは私は思っておりませんが、質問者がこれ以上質問ができないということでありますので、民進党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎市長の発言について

森井さんの非常識、またこの人間性を疑う行動、言動、本当に決して許せるものではありませんが、市民から負託をされたこの議員としての重い職責に鑑み、小樽市民のそれこそ稚内市の市長もおっしゃっていたようにすけれども、小樽市民の市民生活のために、再開されたこの委員会で質問を行わせていただきます。決して喜んでこうやって質問をしているわけではないということを、森井さんも御理解いただきたいと思います。

佐々木委員からも他の委員からも、これだける正されても正されてもおわかりではないようなので、私からも何点か正させていただきます。

3月9日の予算特別委員会の総括質疑、銭函地区の水難救助体制整備事業費、本当は銭函地区のとは事業名には入っていないのですが、あえて銭函地区のと言わせていただきますが、銭函地区の水難救助体制整備事業費、この予算の減額修正に関する議決の後の、取材に対する森井さんの発言なのですよ。

今、いろいろ議論になっていますが、森井さんは、この総務常任委員会で追及をされて、突然、私も少しその瞬間は耳を疑いましたけれども、いわゆる道義的責任とやらを持ち出したわけです。

まず聞きますけれども、そもそも取材に対しては、道義的とも何とも限定して発言はされませんでしたよね。その点、確認です。

○市長

取材のときに、道義的責任という表現は使ってはおりません。

(「正確な答えじゃ……」と呼ぶ者あり)

○委員長

今、齊藤委員は、道義的責任ということは取材のときには言っていなかったということで質問をしております。

(「使ってはおりませんと言いましたよ」と呼ぶ者あり)

ですから、市長が今、もう一回繰り返した言葉は、答弁にはなっていません。

(「何、意味がわからない」と呼ぶ者あり)

(「何とも限定はなかったのですかと聞いたのです」と呼ぶ者あり)

(「限定したのか、してないのか」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

道義的責任と言いましたかと聞いたわけではないのです。責任について、何か何とも限定はしていませんでしたねと、単に責任という言葉を使ったのか、そこに何らか法的とか道義的とか何とかという限定をつけてしゃべったのかということ聞いたのです。

○市長

使ってはおりません。

(「ちゃんと発言して」と呼ぶ者あり)

(「何の責任があるとかって言ったのかって」と呼ぶ者あり)

ですから、責任という言葉しか使ってはおりません。

○齊藤委員

限定したのですかと聞いたのだから、限定していませんと言えればいいの。使ったのだから、使っていないのか変な言葉を言わないでください。

○委員長

限定したのか、それに対してのお答えです。していませんか、していますか。

○市長

限定という形ではしてはおりません。

○斉藤委員

その曖昧な変な言葉に言いかえたり、つけ加えたりしないでください。限定していないということですから、それでは、どうして、少なくとも法的責任がないにもかかわらず、どう責任をとるのかと。恫喝まがいですよ、これ。

(「脅しだ、脅し」と呼ぶ者あり)

迫る調子です。どう責任をとるのかと言ったのですよ。いかにも議会、あるいは議員に、とるべき何か責任があるかのごとき発言をしたのですよ。少なくとも法的責任はないのですよ。ないにもかかわらず、あるかのごとき発言をした、まして全員が反対した事実をあえて一部とねじ曲げてまでです。とんでもないのですよ。どうしてとるべき責任があるかのように発言したのか、明確に誰もが納得できる説明をしていただきたいと思います。

○市長

これにつきましては、今までも答弁させていただいておりますけれども、そのような何かの出来事があった場合において、それに係る方であったり相手側であったり、道義的責任を問うてきた場合において、そのような行為に対して議会としてどう向き合うのかという意味で表現をしたものでございます。ですので、今、斉藤陽一良委員がおっしゃるような意図と、私が今、記者に対してお話しさせていただいた意図が、必ずしもイコールにはなっていないように私自身は今受けとめているところでございます。

○斉藤委員

取材に対する発言なのですが、言外にそのとき、取材に対して、明示的に何か限定をつけているわけではないと先ほどおっしゃいました。限定つけているわけではないのだけれども、言外に道義的というのが何かあったような今、あったのかなかったのか私は森井さんの頭の中は開いて見たわけではないからわからないのですが、何かそのような説明をされていますけれども、少なくとも論理的に言えば、法的責任はないのですよ。これは明確なのです。総務課長も答弁されています。なぜないものがあるかのように言ったのですか。もう一回聞きます、説明してください。

○市長

繰り返しになりますけれども、そのような事故がことしの夏に何か起きた場合において、それに伴う関係者であったり御家族であったりとか、そのような方々が、このたびの予算の否決によって、市で対応ができない状況になっていることが、その方々にとって認められたときに……

(「そういうこと聞いてんじゃない」と呼ぶ者あり)

それに対して道義的責任を問うてきた場合において、議会としてどう向き合うのかという意味で表現をさせていただいたというところでございます。

(「それだったら、さっさと再議に付せばよかったじゃない」と呼ぶ者あり)

○委員長

もう一度市長に申しますが、質問者の意図はわかっていますか。ただ単に、海水浴客のそういう事故のことではなくて。

(「なぜないものがあると言ったのかと聞いたんです」と呼ぶ者あり)

○市長

ないものをおっしゃっているのは、総務課長からもお答えがありましたけれども、法的責任については、私にもないというふうに思っております。やはり海岸線においての事故においては、基本的には自己責任だというふうに思っております。

ですが、今回、私がお話しさせていただいた、議会としてどう向き合うのかというお話につきましては、道義的

責任という形で、この場においては答弁させていただいておりますけれども……

(「いや、だから限定してないでしょ」と呼ぶ者あり)

答弁を変えてしまっているのですか。

記者の方に対しては、道義的責任という表現は使っておりません。責任という言葉しか使っておりませんので、そういう限定的な表現はしておりません。

しかしながら、その意図は……

(「そのことを言ってるんです」と呼ぶ者あり)

ですから、私がお話をしたそのときの責任という言葉の意図は、今、何度もお話しさせていただきましたけれども、議会としてそのことについてどう向き合うのかということで、表現をさせていただいたことだということで、今までも答弁させていただいたところでございます。

#### ○齊藤委員

道義的と限定してないのでしょ、そのとき。ただ単に責任と言っておいて、責任ないのですよ。ないものがあるかのごとく言って、議会を恫喝したのだよ。うそをついて議会を責める、そんなこと許されますか。

#### ○市長

私はうそもついておりませんし、恫喝もしておりません。

このたび修正案がなされて、こちらから出した予算案に対して、一部残念ながら認められなかった、そのことに対しての私の思いを記者の方にお伝えをさせていただいたので、恫喝もしておりませんし、うそもついてはおりません。

#### ○齊藤委員

わからないようだから前に進みますが、森井さんが道義的責任というのを持ち出したのは、私もその瞬間、先ほども言ったように耳を疑うという感じでしたけれども、総務課長が、市が責任を問われることはないと言いましたよね。その直後の質問に対してなのですよ。総務課長も別段何か法的責任とか道義的責任とか何か限定つけて言ったわけではないのです。議事録を確認しましたから、総務課長は、市が責任を問われることはないと言ったのです。総務課長も何ら責任に限定つけていません。別段限定されていないわけで、そこで森井さんは、このまいったら分が悪いと思ったのか何なのか、苦し紛れに森井さんは、法的責任はないが、道義的責任等は問われる可能性があるのではないかという表現をしたのです。最初は、恐る恐る、退却しながら、後ずさりしながら、これでも反論になるかな、かすかな望みをかけて、退却しながら無意味な反論をしたのですよ。道徳的、いや、道義的云々かんぬんと、そういう何か責任に限定言葉をつけたら何とか守れるかもしれないみたいな下心なのです。そういう下心で反論されているわけなのですけれども、そもそも道義的責任などと言っても内心の問題なのですよ。個人の心の中の問題なのです。何ら法律的には意味もなさない、もともとそれを森井さんがあだこうだ言うのは勝手にすけれども、議会であれこれ議論しても、結論が出るわけでも何でもなし、ナンセンスなのです。物事の筋としては、全くナンセンスなのだけれども、何かそう言うおけば、自分に少し分があるかなという、ただそれだけの発言なのですよ。それはわかりますか。

#### ○市長

今、おっしゃったことの意味は、私自身がきちんと理解はできていないと思います。

私はナンセンスな言葉だとは思っておりませんし、命の問題でシビアなことだというふうに思っておりますので、私なりの考え方を記者に述べさせていただいたところでございます。

#### ○齊藤委員

今回の場合、議会は、この予算修正に当たって、しっかり合理的な根拠を示して、より現実的かつ効果的な活動体制を模索するべきだと消防本部が、ということを主張したものであって、一切何かそういう体制整備をするべき

ではないとか、そういう主張をしたわけではないのです。

森井さんは、この合理的、法的な範囲の議論では、これは勝ち目がないなと思ったものだからなのか、道義的というある意味本当に感情論です。感情論であおって、議会をまずおとしめると。まさにこのデマ宣伝の手口ですよ。先ほど佐々木委員も大政翼賛会とかそういうファシズムなことをおっしゃっていましたが、まさにファシズムが使うデマの手口です。そういうことで感情的にあおって、議会とか議員とかそういった、ましてや議会の議決をおとしめようとしている、そういうことなのですよ。まことに許すべからざる民主主義に対する、地方自治に対する冒瀆ですよ。そもそもそういう行為なのです。そういう議会制民主主義に対する挑発、挑戦なのですよ。それをわかってやっているのですか、森井さん。

#### ○市長

今、るるいろいろお話しされましたけれども、デマの手口であったり、議会をおとしめる挑発行為だというお話がありました。私自身はこのたびの予算特別委員会の結論が出て、その結果を踏まえて、私なりに記者に対してお話をさせていただいた、それに対してのコメントをさせていただいただけでございますので、そのような意図はありません。

このたびにおける取り組みにおいては、先ほど、斉藤委員からももう少しそのようにやったらいいのではないかといろいろな御提案がありました。それは今回予算をつけた中でも行えることであるというふうに思っております。しかしながら、このたび予算がつかなかったことによって、この夏におきましては、消防としては具体的な対応ができなくなってしまいますから、ですからそのような御提案も含めて、このたびの予算をしっかりとつけた上で対応しながら、より高めていくということは可能だというふうに思っておりますけれども、この夏においては、その予定していた体制そのものは、やはり動かなくなってしまいますから、ですからそのことにおいて、私は記者に対してそのようなコメントをさせていただいたというところでございます。

(「委員長、ちょっと今の発言、だって消防本部は勝納においてやっているのだよ。それをやらないうような発言をしているのだけど、大丈夫なの」と呼ぶ者あり)

(「そんなことは、言ってません」と呼ぶ者あり)

(「何もできなくなるっただよ、消防が」と呼ぶ者あり)

#### ○斉藤委員

これをあんまりやっていると、一事不再議の予算特別委員会をぶり返すことになりますから、あんまりやりませんが、今回の問題において、議会に森井さんの表現ですけれども、道義的責任があるなどとは到底私は考えませんが、万が一それがあったとしても道義的ですよ、そもそもそんなものを引っ張り出すこと自体は、もう法律の世界の場外乱闘、法のらち外の行為、無法者のやることです。先ほども説明しているのですけれども、そう思いませんか。反論があれば言っていただきたいと思います。

#### ○市長

私の発言のどの部分にそんなものをという表現をなされたのか、少し今の御質問の中で、私は把握できなかったところではありますが、しかしながら、今までも何度もお話ししておりますが、予算に伴う取り組みにおいては、今回、結果的にこの結果によってできなくなる可能性が高いわけですから、ですから私はこれによって、そのようなエリアにおいて、今まであったところにおいて、もしも同じような事故が繰り返された場合において、やはり議会としてどう向き合うのかという意味において表現させていただいたものでありますから、それについて斉藤陽一良委員がそのように御指摘をされますけれども、私自身はその意図を持ってお話をさせていただいたので、御理解をしていただければと思います。

(「可能性があるんじゃないかって言ってたんだよ、今まで」と呼ぶ者あり)

### ○齊藤委員

何を言っているのだかね、仮にも小樽市の市長という、森井さんがよくおっしゃるお役目に、曲がりなりにも、相当曲がっていると思っていますけれども、相当曲がっていても、まずついているのですよ、森井さんは。もし、私が先ほど言った、自分がそういう無法者にはなりたくないのだと、無法者ではないのだと言うのだったら、即刻自己責任なのですよ、本来。自己責任で、市が法的責任を問われないような水難事故において、道義的責任をこの市や市長、森井さんだけの話ではないですよ、これ。一般的に市長ですから、次に市長になった人もかぶってくるのですよ。市や市長、議会や議員が、森井さんのにはそういう道義的責任をしっかりと背負わなければならないと、そういうことを言ったのですよ。珍説、迷答弁、もちろんこの迷うほうの。珍説です、まさに。法的になんば意味があるかはわかりませんが、道義的なのだから。道義的責任と百遍言ったって、問うことも責めることも何もできない、そういう道義的責任とやらをしっかりと背負わなければならないと、この議会で森井さんは発言してしまったのですよ、森井さんは。何を血迷ったかわかりませんが、こういう発言は、即刻撤回すべきだと考えますけれども、そもそも本当に血迷った発言なのですよ、これ。聞く人が聞けば、何言っているのという話ですよ。何でそれを大の男がこうやって議会で議論をしなければならぬのですか、そんなことを。だから先ほどから言っているでしょう、法律的に無意味なのだって。撤回しなさいよ。

### ○市長

撤回はいたしません。今までも何度もお話ししておりますけれども、この結果を選択されたことによって、議員の方々がどう向き合うのかということを表示させていただいたものでございます。

(「そんなことあんたに言われたくねえって」と呼ぶ者あり)

実際にももしも事故が起きた場合において、皆様はどう考えられるのか、それについて表現をしたものでございます。

(「余計なお世話だっ」と呼ぶ者あり)

私自身といたしましては、そのことについて、記者の方にお話をさせていただいたのは、やはりその結果を踏まえて、そのことに対して自分なりに考え、感じたことについて、コメントをさせていただいたことでございますので、撤回は考えておりません。

### ○齊藤委員

いや、本当に何を言っているのですかね。撤回しなければ、これは本当に、むしろ小樽市議会の恥です。こんなばからしい発言、あえてばからしいと言います。森井さんがばかだとか言っているわけではないです。この議論がばからしいと言っているのです。このばからしい議論を小樽市議会は放置して、見過ごしたのかということになるのです。撤回しなさいよ。小樽市議会の恥だっ、本当に。

### ○市長

何度もお話ししますけれども、撤回するつもりはございません。

予算特別委員会が終わるときのその結果を踏まえて、記者に対してお話をさせていただいたところでございます。ばからしい発言というお話がありましたけれども、私はこの件におきましては、命にかかわる問題として非常にシビアな問題だというふうに思っているところでございます。ですからこそ、そのことを議会としてどう向き合うのかということ、やはり記者の方にその結果を踏まえて、表現させていただいたものでありますので、撤回は考えておりません。

### ○齊藤委員

私は質疑でも発言しましたがけれども、消防本部のそういう命を救う使命感、何としても命を救わなければならないのだという、その使命感には敬意を表しますよ。そのこととこれは別なのだって。森井さんが言っていることは、無意味を通り越して恥ずかしいのです、これ、普通の大人だったら。議会でこんなことをやるべきではないのだ、

本当。もっとまともな議論をするべきなのです。それをできないようにさせているのが森井さんなのです。撤回してください。

**○市長**

この質疑になっている原因は、私だというお話がありますけれども……

(「そうでしょう。違いますか、そうでしょう」と呼ぶ者あり)

私たちからこの質疑をしてください、質問をしてくださいということを制限できるわけではございません。それは、委員の皆様のご自由裁量でありますので、そのように御指摘をされておりますが、それは私自身は当たらないと思っております。

また、今お話がありましたように、このたびの予算におきましては、消防の使命感、そこから出てきた内容であって、それに基づきどうやったら事故をなくせるかということを鑑み、消防職員として何ができるかということから制度設計をし、提案をさせていただいたので、それについては齊藤陽一良委員のそのおっしゃるとおりであるというふうに思っております。ですから、それを否決になされたということは、私としては非常に驚きを禁じ得ない状況でございます。ですので、撤回をと言われておりますけれども、その驚きを禁じ得ないその気持ちも含めて、私自身、その言葉に対して撤回をする考え方はありません。

**○齊藤委員**

いや、撤回しなかったら、何回も言うけどこんなばからしい話が小樽市の考え方だと、あるいはこれが小樽市の行政のレベルだという話になるのですよ。そんなことでいいのですか。この100年まで行っていないけれども、100年に近いような市としての北海道の中でも何番目という指折りの古い歴史を持った市の市長が、こんなことを言っているのかとなるのですよ。永遠に小樽市議会の議事録に、小樽市の何代目のこの市長がこんなことを言ったと残るのですよ。恥ずかしいと思いませんか。だから言っているのです。森井さんがかわいそうだとか、そういう個人的な話ではないの。小樽市の名誉のために森井さんは、これは撤回すべきなのです。こんなことを残したらだめです。

**○市長**

この発言に対しまして、私は恥ずかしいと考えたことはありません。また、何度もばからしい発言だという表現をなされておりますが、何度もお話ししておりますけれども、命にかかわる非常にシビアな内容ではないかというふうに思っておりますので……

(「だから、それは敬意表するって、わかってるんだって」と呼ぶ者あり)

ですから私自身はこの記者に対しまして発言させていただいた内容はもちろんですが、このたびの中で、委員の皆様から御質問をいただき、それに対して答弁させていただいておりますけれども、それも含めて撤回をするつもりはございません。

**○齊藤委員**

撤回しないと言うのだったら、森井さんお得意の私見です、個人的見解だぐらい言っておいてくださいよ。これは、市のオーソライズされた考えではありませんと。森井さんの私見だと、個人的見解として言いましたと、そのぐらい言っておいてくださいよ。どうですか。

**○市長**

私自身の私見で言ったのではないかという表現ですけれども、私自身、市長の立場として、公の言葉でお伝えをさせていただいたところでございます。

(「それじゃあ市役所の意思か。小樽市役所の統一見解なんだ」と呼ぶ者あり)

(「これ大丈夫」と呼ぶ者あり)

(「前田部長大丈夫なのか」と呼ぶ者あり)

(「大変だよ。法的に責任はないって言ってるんだけど公の立場での発言なんですか」と呼ぶ者あり)

○(総務) 総務課長

市長が申し上げていますのは、これまでも答弁をしておりますけれども、何か問題が市に対して瑕疵があったとか、そういったことで問題が起きたときには、法的な責任は問われるかもしれない、そして、例えば何かがあって、市として手だてを行わなかったときに、道義的責任が問われかねないということで申し上げております。

委員がおっしゃるのは、先日の 3 月 12 日の予算特別委員会で、市長から道義的責任も含めて背負っていかねばならないということの部分かと思っておりますけれども、市長としては、そのような気持ちを持って仕事をしているということでございまして、ですから市長からも答弁しておりますけれども、道義的責任は生じる場合もあるし、ない場合もあるということで申し上げているところでございます。

○斉藤委員

いや、そもそも道義的責任があってもなくても、法律的に何ら権利義務を生じるわけでも何でもないのです。ただ、先ほど言ったでしょ、言葉の上の脅かしなのです。単なる見せかけの感情論なのです。そういう言葉を出せば、何か議会がびびるのではないとか、そういう非常に浅はかとか下劣な話です。だから訂正しなさいと言っているのですよ。そういうことを小樽市長がやっていいのですか。とんでもない話なのです。

撤回、訂正、または答弁を個人的見解等に訂正をしていただきたい、最低限。私見、得意でしょ、私見。どうなのですか。

○市長

下劣でもないと思っておりますし、私は決して脅かしているわけではありません。何度もお話しさせていただいておりますけれども、予算特別委員会を終えた後に、結果、否決された部分があった中で、それに対する私の見解、私の気持ちを公の立場として記者に対してお伝えをさせていただいたものでありますので、それを撤回するか削除をすれば、そのような考えはありません。

(「今言ったよ。私の個人的なって言ったんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

市長、確認させていただきますが、個人的なという言葉が入ったように私も思います。

○市長

ですから、何度も繰り返し恐縮ですけれども、公の立場として、私の気持ちについてお伝えをさせていただいたところでございます。

(「私っていうのは何、市長、それとも森井秀明」と呼ぶ者あり)

○委員長

いや、先ほどから市長は公人だと私は思っています。公人としての発言だと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですね。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

公人としての発言だということです。

○斉藤委員

先ほどから言っていますけれども、道義的責任というのは道義的責任なのです。個人の内面の内心の問題なのです。だから外側から推しはかれるものでは本来ない。責める、何か道義的責任を果たせとか言葉で言うことはできても、実質がないのです。だからそんなことを言っても無意味なのだけれども、最初に言ったように、森井さん

は何ら限定つけないで、議会にどう責任をとるのだみたいなことを言ったのですよ。そうしたら聞いた人は何か責任があるように思われますよね、それを新聞だかで読んだ人は。そんなことないのです。ないものがあるかのように言って、いかにも議会に何か責任があるかのごとく言って、議会を責め立てる、責める、どう責任をとるのだというのは責める言葉ですよ。そういうことを言っていいのですか。ないものがあるように言って責める、とんでもないデマ的発言ですよ。本来、これは道義的云々とか始まる前に、冒頭私が言ったように、そのこと自体を撤回しなければならぬのです。議会の発言で道義的を引っ張り出して、それもおかしいのだけれども、もともとの取材に対する発言そのものが全く変なのです。ないものがあるように言って、ましてや議会を責めているのか挑発しているのか何なのか、少なくとも真摯に向き合うとかという、そういう姿勢ではないですよ。ないものがあるとまで言って責め立てる、これは真摯ですか。真面目な態度ですか。だから撤回してくださいと言っているのですよ。

#### ○市長

議会をおとしめるつもりもありませんし、デマを表現したつもりもございません。

何度もお話しさせていただいておりますけれども、予算特別委員会における結果、それを受けて、私の気持ちを記者の方にお伝えをさせていただいたというところがございます。ですので、撤回は考えておりません。

#### ○斉藤委員

いや、本当にこれは、ここまで言ってわからないのだったら、私、もうこういう人と議論できません。本当に、今、曲がりなりにもついているけれども、そういう役目にあるけれども、さっさとやめていただきたい。本当にここから立ち去っていただきたいと、そういう思いでいっぱいです。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

---

#### ○安斎委員

##### ◎市長の発言について

今までの議論を聞いて、まず少し確認だけさせてください。

再議に付すことが市民生活に影響を及ぼすと市長はおっしゃいましたけれども、それはどういう意味なのですか。

#### ○（総務）総務課長

市長が申し上げますのは、市民生活に影響があるということで申しましたけれども、再議に付すことによりまして、予算案が凍結されるということになるわけでございます。

（「そんなことないって」と呼ぶ者あり）

（「凍結」と呼ぶ者あり）

再議に付すことによって、予算の執行ができなくなるということになりますので、そうなりますとすぐ4月1日を迎えるわけですから、契約事務等がございますので、これは予算に基づいて予算が可決されて、それに基づいて執行していくわけでございますから、それが4月に当たりまして、市民生活に影響が生じるのではないかとということで申し上げたものでございます。

#### ○安斎委員

少し私も確認、わからないのですが、もう1点、ルールに基づいて取り組むと市長がおっしゃったのですけれども、それは取り組むというのは、もう一回予算を計上するということに取り組むのか、何に取り組むということをおっしゃったのか、説明してください。

#### ○市長

先ほど、佐々木委員から再議のことも含めていろいろな仕組みがあるのでということでお話がありましたので、

そのことも含めてルールに基づいて、または法令の遵守も含めてですけれども、それに基づいて取り組むということでの答弁をさせていただいたところでございます。

○安齋委員

だから何に取り組むのですか。

○市長

市政の執行に対しましてでございます。

(「それはおかしいしょ」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

市政執行に取り組むのは当たり前なのです。水難救助体制の部分で、ルールに基づいて取り組むとおっしゃったのだから、その水難救助体制整備事業費をどうするのかという話になるはずなのですけれども、そういう意図で言っていないということですね。

○市長

佐々木委員からの御指摘においては、再議のことに含めて、銭函のことを御指摘していらっしゃったとは思いますが、その中で、ルールに基づいてという御指摘があったと思うのですが、それにつきましては、もちろん銭函のことに限らず、市政の中できちんとルールに基づいて取り組まなければならないという考え方について答弁をさせていただいたところでございます。

○安齋委員

では、水難救助体制整備事業費の関連で伺いますが、今回、もし予算が可決されて、この整備費を執行して、救助体制を組んでいたと、でも組んでいたけれども、死亡事故が発生したら、どういう責任が生まれるのですか。

○(総務)総務課長

先日も答弁させていただきましたけれども、法的な責任は生じることはないということで考えてございます。

○安齋委員

次に、仮に銭函に予算をつけたけれども、蘭島で事故が起こって死亡者が出てしまったらどうなりますか。

○(総務)総務課長

同じように法的な責任は問われることはないということで考えてございます。

○安齋委員

市長は、昔から水難事故をなくしたいとか、助けたいということ、議員になる前のライフセーバー当時からおっしゃっていたと思うのですけれども、道義的に責任を感じているのは、そのときからずっとであったかと思うのですけれども、それを確認させてください。

○市長

それは、私の気持ちについてということによろしいですか。私自身の気持ちとしては、当時から道義的責任というものは、私なりにですけれども受けとめているところでございます。感情としては持っていたところでございます。

○安齋委員

個人的にずっと持っていて、ライフセーバーもやって、議員で海の事故をなくしたいような話もずっとやってきたと。だから市長になって、そういう事故が起こったから何とかしたいなという自分の個人的な道義的責任を市長という立場で執行できないかというふう考えたという整理でいいですか。個人的な感情をずっと持っていて、市長になって事故が起こったから、その感情のもとにやはり助けたいと思って予算を計上したのだという理解でいいのか。

○市長

御指摘のとおり、私自身としては、やはり海岸線、今までもお話ししておりますけれども、小樽は良好な海岸線を有していて、港や水産事業に限らず、海水浴場のレジャーも含めて、資源として有しているというふうに思っておりますので、そこにおいて事故が、昨年度に限らず、やはり今まで何度も起きておりますから、それについては私自身もなくしたいという思いを持っているところでございます。

今回の銭函の予算においては、私自身も事故をなくしたいという考え方を持っておりますけれども、やはり今回はそれだけに限らず、当然消防のほうも、昨年やはりそのような事故の経験をし、それに対しまして、何とか事故をなくしていきたい、もう二度と繰り返すことのないようにという考え方も含めて制度化、予算化をしているというふうに考えておりますので、私の思いだけをもって今回予算化をしたということではないと考えているところでございます。

○安齋委員

予算特別委員会の中で、林下委員が確か質問をしていたと思うのですが、そのときに市長は、消防に、水難事故について何かできないかというのを言ったと確か記憶しているのですが、それは自分の感情のもとに指示ではないけれども、何かできないかと消防に投げかけたということなのではないですか、事実としては。

○市長

おっしゃるように、私から、事故をなくすために、消防に限らずですけれども、啓発活動とかも含めて庁内各部署に関係しているところには投げかけておりますが、私は投げかけたときに当たっては、消防でも同じ思いを持っていたというふうに思っておりますので、私が投げかけたことによって、消防でその考え方が生まれたというふうには思っておりません。

○安齋委員

消防は聞かないほうがいいですね。

次、伺いますが、先ほど道義的責任が問われた場合、どう向き合うのかという思いで新聞記者に話したと言うのですけれども、では何で発言では、議員はどう責任をとるのかというふうに言ったのかを聞かせてください。

○市長

表現については、そのような表現をさせていただいたところでございます。なぜそう言ったのかというのは、そのときに記者に対してお伝えするときに、自分なりにそのときの考え方をそのままお伝えしたということなので、その理由というのはこの場で表現はできないですけれども、でもその意図は先ほど来からお話しさせていただいているように、議会としてどう向き合うのかという意味で表現をしたものではございます。

○安齋委員

意図が通じてないのですよね。だからこういう問題になっているのですよ、こちらに責任をとらせるような。意図が通じないものが新聞記事に載ったのだから、改めて新聞等にかけて、私の意図はこうでしたと、もう一回載せてくださいと言うのが普通なのではないですか。

○市長

今言われるまで、もう一回載せてくださいということの考え方は私の頭にはなかったものですから、今、何とも表現ができませんけれども、この議会議論を聞いて、記者の方が、私の意図について載せられることがあるとするならば、それはありがたいことかなというふうには思います。

(「消極的」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

これだけ議会が空転して、もう3日目になりますけれども、そういうふうになった部分というのは、議員はどう責任をとるのかとそのときに表現したことが問題であるのだから、意図が伝わっていないのだったら自分から、私

の意図はこうでしたというふうに訂正なりを求めるのが、公的な人間としての道義的責任ではないでしょうか。

**○市長**

都度、このようなことが聞かれる場合が市民の皆様からあれば、私から都度その点についてはお話しさせていただきたいというふうには思いますけれども、新聞でそれをどう載せられるかというのは、やはり記者の方々の裁量権の中において取り組まれることだというふうに思っておりますので、この議論を聞いた中で、それが必要だというふうに感じられれば載せられる可能性はありますし、それをこちらで必ず載せてくださいということにはならないのではないかなと思っておりますのでございます。

**○安齋委員**

でも、意図は違うのですよね。確認します。意図はきちんと伝わっていないですよ。市長の今の考えと。

**○市長**

読み手の方がどう捉えられるかにもよりますので……

(発言する者あり)

それは私自身の言葉としては、そのように伝えさせていただいておりますけれども、読み手の方々がどう捉えられるかということもありますから、そのように受けとめられている方がいらっしゃれば、私自身の考え方は伝えさせていただきたいなと思います。

(「それ、どうやってわかんの」と呼ぶ者あり)

(「わかんないよ。記者会見でもしなきゃだめでしょ、したら」と呼ぶ者あり)

**○安齋委員**

では、伺います。議員はどう責任をとるのかという言葉は、議員がどう責任をとるのですかと言っていることですよ。向き合うのかと一言も言っていないですよ。何でそれで訂正なりしないのですか。

**○市長**

そのときに使わせていただいた言葉はそのような言葉ではありますが、意図としてはそのような考え方のもとでお伝えをさせていただいておりますので、先ほど来からお話ししているように、撤回であったりとか削除ですか、または訂正、それについては今、私の中では考えてはおりません。

**○安齋委員**

手法はいいのですけれども、でも意図が伝わっていないで新聞記事に載っていると。意図としてはどう向き合うのかというのは、自分が個人的感情をずっと感じていたことを予算がつけられなかったけれども、議員はどう向き合うのですかねみたいな感じに考えているという理解でいいですね。

**○市長**

今の言葉だけで全てが網羅されているかどうかというのは、少し私は今判断ができないところではありますけれども、何度もお話しさせていただいているように、そのような出来事があった場合において、議員の皆様がどう向き合うのかということでお話しさせていただいたところでございます。

(「これは、個人的な感情から生まれたものとまでは言ってるので、責任だけじゃなくて」と呼ぶ者あり)

**○安齋委員**

私が言ったのは、今までの私の質疑の中で明らかになったというか、わかったのは、森井さんがライフセーバーをやっているところから水難事故を起こしたくない、事故が起こった場合に人を助けたいという感情はずっと個人的に持っていたと、個人の気持ちで感情として持っていたということをおっしゃいましたよね。それをずっと持っていたけれども、今、市長という立場になって、水難事故が発生したと。発生してしまったから、今度は市長という立場だから、今までずっと個人的に持っていた感情を何とか具現化して助けたいというふうに思って予算を計上し

たと。だけどそれが否決された、だから、そのときに私が感じている道義的責任についてを、議員はそういうのをもし問われたら、どう向き合うのですかねというふうに新聞社に話をしたということの整理でよろしいですねということを確認させてください。

**○市長**

はい。私が感じているお話が今のお話の中で一致しているとするならば、そのような意図で私はお話しさせていただいたというところでございます。

**○安斎委員**

もし違うのであれば、これは私たちが何で問題にしているかということ、責任問題に発展したのですよね。だから市長の発言によって、こっちに責任があるとかないとかという話になっているから、今こういう問題になっているのですよ。もし意図が伝わっていない、私の理解が少し近いというのであれば、別に発言を訂正しろとかは言いませんけれども、改めて市長の考えをこの場で言ってもらえればおさまるのですよ。だから、何とか、少しニュアンスが伝えられていないみたいなことを言っているから、もし伝えられるのであれば、今の私が言った理解の部分をもう一回きちんと整理して言ってもらえたらいいかなと思うのですけれどもどうでしょうか。

**○市長**

私自身のことについても触れられて、私自身の考え方についてはおっしゃるとおりでございます。そこは間違いありません。

このたびの記者に対しましての発言においては、少しこれ、繰り返して恐縮ですけれども、やはりこのような出来事、事故等が、今年度の夏にあったときに、そのような多くの方々から、何かしらの道義的責任等をこちらに向けられた場合において、議員の皆様がそれに対してどう向き合うのかという意味合いにおいて表現をしたというところでございます。安斎委員がおっしゃったことと、今の私がお話ししたことが一致しているかどうかというのは、少し私の中では今表現はできませんけれども、そのような考え方でお話をしたというところでございます。

**○安斎委員**

何度もごめんなさいね。今の部分は責任の部分なのだけれども、道義的責任を感じてきたというのは、去年の事故があったからではなくて、今までずっと感情的に持っていたという理解でいいですね。

**○市長**

それは私自身の気持ちはそのとおりでございます。

**○安斎委員**

濱本委員との議論の中で、去年の水難事故があって道義的責任を感じたみたいな話をしているのですよね。だから、そうではなくて、濱本委員か佐々木委員だったか忘れてしまったのですけれども、佐々木委員かな、8月27日の事故であったと記憶しています。そこも道義的責任があるというような話をしているのですけれども、だから8月27日の水難事故があったから、急に道義的責任が生まれたのではなくて、ずっと個人的に持っていたという理解でいいですね。

(「うん」と呼ぶ者あり)

それでは、この問題についてはここまでとさせていただいて、まず、2月1日の記者会見での市長発言なのですが、まず除排雪の改善ということを行っているのですけれども、それは全部私見だということよろしいですか。

**○市長**

今まで私見についての議論はあったと思いますけれども、私自身が私見でというふうにお話しさせていただいたのは、そのときの除排雪のことにおいて、記者から質問をされた中で、どのように以前と改善なされたのですかということ御質問があったときに……、済みません、少しお待ちください。

(「変に言ってしまうと空転するからちょっと時間とって整理してから答弁されますか」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

委員の方々は、少々お待ちください。

**○市長**

申しわけありません。御指摘があったときに、除排雪における改善策に対しまして、どのように変わったのかというお話があったときに、私の私見でありますということ踏まえさせていただいた中で述べさせていただいた、そこについては私の私見ですということでございます。

**○安齋委員**

確認します。平成26年以前に、市長御自身がごらんになったことが私見という理解ですか。

(「あんまり余計なことを言うと、これ、除排雪改善結構言ってますからね。一つずつ詰めていったら破綻しますよ。気をつけて言わないと」と呼ぶ者あり)

(1分経過)

**○市長**

大変お待たせいたしました。申しわけございません。

おっしゃるように、私自身、平成26年以前においては、市のほうも担っていないところもありますので、その観点も含めてお話をさせていただいているので、私見という形で26年以前のことは表現させていただいているところでございます。

**○安齋委員**

では、お手元にあるでしょうから伺いますけれども、市長から発表がありました市長として発表しているところの中に、2ページ目の中段、最後にという人口減少の関係でお話しされていますが、その人口減少の転出超過数が減少となったというくだりで、要因として除排雪の改善と言っていますけれども、これも私見なのですか。

(1分経過)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

安齋委員。

**○安齋委員**

今のこの除排雪の改善を含め、私は、市長が改善したということを随分おっしゃっていたので、本会議の中でかなり改善したというのは私見だというふうにおっしゃいました。ですので、これは一つ一つ改善したことについて議論をさせていただこうと思っているのですけれども、最初のこの除排雪の改善の部分で、私見なところと市長としての言っていることとかが整理されていないと、私、これから質問を進めていく上で、多分破綻していくと思うのです。だから、1回整理されてから御答弁をされたほうが、その後スムーズに質疑が進むのではないかなと思うので、きちんと整理してから答弁してもらうように委員長から議事進行をお願いしたいと思います。

**○委員長**

ただいま、安齋委員からの議事進行であります。説明員に申し上げますが、この点、整理した上で答弁をしてはということですが、どうしますか。時間をとりますか。

**○(総務)総務課長**

一応、本日質問を迎えるに当たりまして、私どもとしては、ある程度やってきたつもりでありますので、もしよろしければそのまま質問を続けていただきまして、もし時間が必要な場合には、その旨を申し出たいと思います。

○市長

恐縮ですが、少しお待ちいただけますか。

○委員長

それでは、少し時間をとって、説明員から答弁させます。

○市長

済みません、お待たせいたしました。大変失礼いたしました。

2 ページ目の中段における除排雪の改善という言葉について、これは私自身の私見でございます。

○安齋委員

では次に、雇用環境の改善と書いてありますけれども、これは私見ですか。

○市長

こちらにつきましても、私自身の私見でお話をさせていただいております。

○安齋委員

次に、少し改善とは違うのですけれども、改善の中で言われているので、バリアフリー化の取り組みが転出超過数の減少の要因の一つと言っていますけれども、これも私見ですか。

○市長

こちら私の私見でお話をさせていただいております。

○安齋委員

何で市長としての発言で、私見ばかり言っているのでしょうか。

○委員長

理由がありますか。

○市長

記者会見の場ではありますけれども、この場において、身近な施策を着実に進めたことが少なからず影響しているのではないかとということで、私の考え自体をここで述べたところでございます。これ以外にも、さまざまお話しさせていただいておりますけれども、私自身の考え方を述べる場合もありますし、そうではない場合もありますので、その点については御理解いただければと思います。

○安齋委員

私見をお話しする際は、私見であるということを明確に述べてから言うと本会議でおっしゃっていませんでしたか。何でこのときは私見としてというふうにお話ししていないのかが1点。

あと、さらに、身近な施策を着実に進めたと言っていますけれども、これは森井さん個人が進めたのではなくて、市長として進めていますよね。なぜこれはごちゃごちゃになっているのですか。

○委員長

今、2点ほどありました。説明員の答弁を求めます。

(「課長に聞いてないですよ。私見なんですから。私見だと言ってるんですよ。何で私見わかるんですか」と呼ぶ者あり)

○(総務) 広報広聴課長

私見を述べるときに、明確に区分するというような今、御質問だったかと思うのですけれども……

(「いや、言ったんだもん、市長が」と呼ぶ者あり)

(「うん」と呼ぶ者あり)

全体としてわかるように配慮が必要だというようなことで御説明したことでありまして、話の流れで全て私見ですというのは、少し何か流れが悪い場合もありますので、ここでは入っていなかったということでございます。

こちらの文章は、私がかつと読み原稿をつくったのですけれども、あくまでも市民生活に身近なものの例示として、私のつくった原稿では後ろの二つ、教育環境と子育て支援、この辺の話を入れていたのですけれども、市長から、バリアフリー化などの三つは例示としてつけ加えたという経緯でございまして、私見を交えて明確な分析がない中で、少し考え方を説明したという経過でございます。

○安齋委員

もう 1 点、ごちゃごちゃにしているのはなぜかというところですが。

○市長

その意味合いにおきましては、私見かどうかということまで表示できていない状況ではありますが、このたびの人口移動報告に伴うお話の中で、市で取り組んでいる政策等を例示としてあわせて提示をさせていただいたというところがございますので、混乱をもたらそうとか、私見とそうではないことをごちゃ混ぜにしてということではなくて、その例示の中で幾つか取り組んでいる政策について加えさせていただいたというところがございます。

○安齋委員

では、新聞記者は、私見かどうかを確認してから取材しないとだめですね、今度から。

では次、私見だとおっしゃったので、バリアフリー化の取り組みについて伺います。

これが、どうして転出超過数の減少につながったということになるのか御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室品川主幹

一般に交通の利便性というのは、生活に大きく影響するというので、ここは駅のバリアフリー化ということ念頭に置いているかと思いますが、駅のバリアフリー化がなされる、完工前にもそういったことが公にはなっておりますので、それで生活利便性が向上するという期待感が生まれると考えられますので、これも人口に寄与すると一般には考えられるかと思いますが。

○安齋委員

すごい、私見なのによくわかりますね。市長、それでいいのですか。その理解で。

○市長

結構でございます。

○安齋委員

でしたら、バリアフリー化の取り組みは、いつ完成したのか、それから、どういうふうによくなったというふうな判断になっているのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

済みません、今手元に正確な資料はないのですけれども、平成 29 年 10 月に完工したというふうに認識しております。それがどう期待感に生まれるといたしますか、人口に結びつくかということでございますけれども、その利便性が高まることによって、それが人口にどう結びつくのかというのは、因果関係みたいなものは証明ができませんが、交通利便性が高まるということが、完工してからはもちろんですが、その前にもやはりそういったこれから便利になるということが公になっておりますので、そういったものが例えば今住んでいる方にとっても利便性が向上するということにもなりますし、もしかしたら転出減ということですから、転出が減少したということになりますので、どちらかと言えば今住んでいる方にとって、より住みよくなるという期待感をもって、その転出が抑えられるということは、可能性としては考えられるかと思いますが。

○市長

私の私見の部分もありますので、今、担当からも答弁させていただきましたけれども、私からも少し答弁させていただきます。

恐縮ですが、バリアフリー化、銭函駅に伴いましては、それができたことによって、因果関係においては今証明

できないということで担当からもお話しさせていただいておりますけれども、でき上がった日時においては、ごめんなさい、私も書面は持っておりませんが、昨年の10月7日であったかと思っておりますのでございます。

また、あくまでその地域の方々における声を聞いているところでありますが、もともと銭函駅におきましては、駅の改札口を抜けたときにおいて、プラットホームは札幌行きプラットホームとなり、小樽のほうに行くにおいては階段を上っていかなければ反対側のプラットホームに行けないということもあって、小樽側においての例えば買い物であったり、病院においてとかというのにおいては非常に利用しづらいというお話を聞いていたところがございます。また、それによって、駅を利用される方々は、そのような用事を足す場合においては、札幌方面に向かっているということが多かったと聞いておりますが、それを戻られる際におきましても、エレベーター等がないこともあって、駅を飛び越して小樽築港駅まで移動なされて、その中でエレベーターやエスカレーター等を利用して、反対側までプラットホームを移られて、そこから戻ってきて銭函駅からおりるという、非常に苦勞されているというようなお話も聞いていたところがございます。それがこのたびバリアフリー化、エレベーターだけではありませんけれども、トイレやスロープもあわせてできたことによって、地域における利便性というのは非常に高まったというお話も聞いており、またそれにより小樽側における行き来においても非常に利便性が高まったというふうに耳にはしておりますので、その利便性が高まったという銭函駅、この周辺における利便性の向上におきましては、市民の皆様はもちろんのこと、対外的にも非常に効果の高いものではないかと考えているところではございます。

#### ○安齋委員

よくわからないけれども次に行きます。では、改善という言葉についてなのですけれども、市長は改善という言葉はどういう意味で使っているか、まず確認させてください。

#### ○市長

私から答えさせていただきます。改善というのは、何か例えば悪いところがあった場合において、それを改めるとかよくする、そのような観点で改善という言葉を使わせていただいております。

#### ○安齋委員

では、除排雪の改善という市長が発言した後、市民の方からその市長の見解について、どういう御意見があったかお聞かせいただけますか。

#### ○（総務）広報広聴課長

改善という報道がなされてから後ということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

こういった御意見につきましては、除雪対策本部で取りまとめておりますので、広報広聴課に寄せられた分、広報広聴課経由で除雪対策本部にお伝えした分に限らせて、少し御説明させていただきます。

まず、よくなった、あるいは以前と比べて改善されたという御意見につきましてはですが、「除雪対策本部のほうに電話をしたら、大変親切に対応してもらいました。二、三日後には除雪に入ってもらいました。以前より改善していると実感しています」、あるいは、「市長が就任してから排雪が進み、住みやすくなりました」、こういった御意見が寄せられております。

次に、以前と比べて悪くなった、改善されていないのではないかと御意見につきましては、「対向車とぶつかるような道路幅を走ることが多くなりました。改善しておりません」、あるいは、「除排雪のタイミングが悪く、バス運行への影響が出たり、雪が高く積まれて見通しが悪く、とても排雪全体が改善されたとは思いません」、今まではなかったのだと思うのですが、「今年は自宅の前の道路で2回埋まりました。排雪も入らないため、対向車と譲り合ってやっと通っている状態です」、こういった御意見、「生まれも育ちも小樽ですが、これほど危険な状況で運転したことは過去にはありません」、最後に、「3年前までは年に1回排雪してもらいましたが、市

長に変わってからはなかなか排雪してもらえません」、こういった御意見が寄せられているところでございます。

○安齋委員

これを聞いて、市長は、それでも改善したというふうにお話しされますか。

○市長

除排雪の取り組みにおきましては、完璧というか常に雪というのは降ってくる状況の中で、生活に対して影響を与えるという状況であるというふうに思っているところでございます。そのような中で、今までも除排雪作業というのは行っておりますけれども、それを一歩ずつ一歩ずつ、一つずつ改善を図っていることが重要だというふうに考えているところでございます。当然、苦情等の言葉においても耳を傾けておりますし、また、その苦情等があった場合において、危険な場所とかそういうことももちろん同じですけれども、それに対して現場を確認して、一つずつ手だてを打っていく、そのようなことが先々において改善を図っていく、また、今年度において例えば何か問題があった場合において、来年度においてはその問題を繰り返さないように取り組んでいくということが大事だというふうに思っておりますので、私が就任してこの間 3 年間、それに向けていろいろなことに対して行っているというふうに思っておりますので、苦情等はもちろん私自身も受けとめてはおりますが、一つずつですけれども改善は図られてきていると考えているところでございます。

○安齋委員

ですから、改善というのは、何か問題点があつたと市長はおっしゃいましたけれども、そのとおりなのですよ。だけれども、今、市長がおっしゃっているのは、一つ一つ取り組んでいるということなのですよ。わかりますか。改善したというのは、よくなったのです。ただ市長は、一つずつ改善を図っていくと言っているのですよね。だから結局は改善したではなくて、取り組んでいる、変更したということをして市長は改善というふうに言っているのではないかと私は思っているのですけれども、違いますか。

○市長

取り組んでいることが改善を図ったと考えているのではないかという御指摘かなというふうに思いますが、もちろん私が就任してから導入した新たな取り組みであつたりとか、そのようなことも幾つか行っているところがございますけれども、それを行っただけをもって改善だというふうに必ずしも直結しているとは限らないと思っております。

つまり、やってみただけでも、最終的にそれによる市民の皆様からの反応であつたりとか、また現状における問題点が生じるということも起きているというふうには思っておりますので、ですから取り組んだことだけをもって改善が図れたというふうに断言はできないのかなと思います。しかしながら、その取り組みを行っただけにおいて、改めて部内において検証をして、またその悪化している部分、または悪いところ、それをまたよくしていくということを繰り返していくことが大事だというふうに思っておりますので、この間におきましても、そういう意味合いにおいて、その取り組みの結果で改善が図られた部分もあるのではないかと考えているところでございます。

○安齋委員

よくわからないのですけれども、とりあえずは全部私見なのだという理解にさせていただきます。だってそうではないですか。バリアフリー化の取り組み、除排雪の改善、雇用環境の改善、これは市長の私見で改善だというふうに言い張っているという理解にさせていただきます。よろしいですね。

○市長

安齋委員自身の考えと私の今の考えにおいては……

○安齋委員

いやいや、市長が言ったのでしょ。ここ改善があつたのは私見だって。

だから記者会見で述べているバリアフリー化の取り組み、除排雪及び雇用環境の改善は、全部私見なのですね、

私見と言ったのだから、最初に。そう理解させていただきます。

**○市長**

何か、ごめんなさい、質問が変わったような認識を今のお話だと感じますけれども、この今おっしゃった記者会見の部分において、今、ここの発言においては私見だということですので、そのようにお話をさせていただいているところでございます。

今、除排雪も含めていろいろと御指摘があった中で答弁させていただいた中では、公として取り組んで改善を図ってきたこと等もありますので、それについては都度全てが私見として表現をしているわけではないので、この今おっしゃった3点においては、私自身においては私見として表現をさせていただいたというところでございます。

(「何かよくわかんない」と呼ぶ者あり)

**○安齋委員**

そろそろしつこいようなのでやめますけれども、私見とか個人的な感情とかを公の立場で市長は混在させ過ぎているのですよね。森井さんとして話しているのか、市長として話しているのかわからないのですよ、この議会でも。だから、この私見なのではないですかとか、どっちのことなのだという話になるのです。公の役職についているのですから、その公の役に立った中で、発言とかをするべきだというふうに思います。

個人的な見解は、聞かれたときに言えばいいだけであるというふうに思っていますので、これから十分気をつけていただきたいと思えますけれども、私はこれからは森井さんに対して、個人的な見解を聞きたいときは森井さんと呼びます。公の立場での見解を聞きたいときは、説明員の考え方を聞きますというふうに言わせていただきます。

最後に、この記者会見録のところから、1点、市長としてなのか森井さんとしてなのかわからないのですけれども、3枚目かな、本会議で福祉部長がお話しされたことと事実誤認がある発言をされているので、これは、記者会見録に注釈をつけるなりしたほうがいいと思えますので、御指摘させていただきます。

下から4段目、市長の発言、「御存じのように小樽市は」というくだりがあるのですけれども、下から3行目、「この度、小樽協会病院の方で、産科の分娩取扱いが、春よりめどがついた」と言っていますが、福祉部長は、4月からは派遣されるけれども、10月か秋ごろに分娩が再開になるというお話をされていたので、これは市長か森井さんかわからないのですが、どちらかの私見なのか公的発言なのかわかりませんけれども、記者会見の発言の訂正をしたほうがよろしいと思えます。いかがでしょうか。

**○市長**

改めて福祉部長の答弁と整合性を図っていないところが見受けられるようであれば、こちらで訂正が必要であれば訂正なり何なりを含めて、注釈になるかはわかりませんが、改善を図れるところがあれば改善したいというふうに思います。

**○安齋委員**

ここ、広報の発表も担当になっていると思えますので、それはどういうふうに訂正なりするのですか。

**○市長**

この場ではどうするという事は、今、御指摘を受けたところなので、内部で検討したいなと思えます。

**○安齋委員**

前も記者会見録どうのこうのとありましたけれども、これを直すとかではなくて、記者クラブに発言は間違いでしたと、議会で福祉部長が発言した、秋からが正解というか、事実ですというふうに言えばいいだけなのではないですかね。この市長の発言によって、4月から分娩を再開するのだと思っている市民が少なからず私の周りには10人ほどいましたので、速やかに訂正されるよう求めますが、いかがですか。

○市長

先ほど来から繰り返しになりますけれども、その状況を確認の上で、どのように対応するかを考えたいと思います。

○安齋委員

では、いつまでに内部で検討して、対応をするというふうには判断されるのかだけ最後確認させていただいて終わりたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

大変申しわけありません。中身を確認できていなかったものですから、早急に福祉部に事実関係を確認させてもらいまして、訂正が必要であれば何らかの形で訂正したいと思っております。

（「いつまで」と呼ぶ者あり）

できる限り速やかにと考えていますけれども、年度内ぐらいには必ず何らかの結論を出したいと思えます。

○委員長

それでは、安齋哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時16分

再開 午後 4 時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

---

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第21号、議案第23号、議案第35号は否決、陳情第23号は継続審査を主張し、討論を行います。

マイナンバー制度については、国民のプライバシーについて、情報流出や悪用の危険性などから一貫して反対しております。

小樽市債権管理条例案では、債権台帳の整備や徴収計画の策定を行い、督促以下の手続を進めるというものが、現行制度のもとに実施している債権徴収手続においても、徴収事務と債権の消滅手続は可能です。本条例の柱は、事務の一層の適正化、効率化であって、債権徴収強化です。そもそも全庁統一的なルールなどはあり得ません。よって、条例制定の必要性はありません。

議案第35号では、この手当増額は当然ですが、配偶者の手当削減はするべきではありません。

議案第40号です。減額条例です。賛成はしますが、今後において、みずからを律することは必要です。

陳情第23号です。趣旨については理解できますが、議論が必要なことでもあり、継続審査を主張します。

議案第41号です。米朝首脳会談への動きが報道されています。会談が実現し、危機打開、緊張緩和、非核化、平和体制への構築につながることを強く願うものです。その一方で、米国トランプ政権が公表した新核戦略指針、核態勢の見直しで、日本への核持ち込みの危険拡大につながる重大な方針転換がなされました。非核都市宣言を実効あるものとし、核兵器搭載可能艦艇を入港させない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○佐々木委員

議案第40号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に否決の討論をします。

前々回、前回、議会に高島漁港問題の責任に関して、市長の減給を内容とする提案がなされ、議論の後、否決をされました。にもかかわらず、本議案は、前回提案と全く同じ内容であり、その理由、説明さえありません。私たち議員や市民を説得し、納得してもらおうという気がないのです。これでは、これまでの議会議論を真摯に受けとめた上での提案とはとても思えません。

市長はこれまでも、今定例会でも多くの場面で責任を感じるにはおっしゃるが、責任はとらないできました。みずからに厳しい責任のとり方で、私たちや職員に範を示すべきです。

以上、否決の討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第40号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第23号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第23号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第41号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第21号、議案第23号及び議案第35号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末日をもって定年退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思います。

(説明員挨拶)

**○委員長**

退職される総務部長におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意をあらわすとともに、委員を代表いたしまして、感謝申し上げます。これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを、心から御祈念申し上げる次第です。大変御苦勞さまでした。

また、今回、この総務常任委員会を散会するに当たり、委員各位の努力、また、市長のかみ合わない答弁が続く中、説明員各位に対しては、本当に御努力していただいたと思っております。

ただ、この総務常任委員会としては、委員全員、残念な結果に終わったのかなと私自身思っております。

ただ、今、総務部長からもお話がありましたとおり、まだまだこの小樽市政をよくしていく所存でございます。その決意は変わっておりません。

そういったことを皆様方の胸の中に秘めていただき、この総務常任委員会を散会とさせていただきます。